



# Press release

2024年8月2日

アクサの  
資産形成の変額年金  
ユニット・リンク年金

アクサの  
保険料払込免除特約  
ワイドケア

## アクサ生命、『ユニット・リンク』のラインナップを拡充 豊かなセカンドライフのための資産形成をサポートする 『ユニット・リンク年金』を新発売

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長兼 CEO:安淵 聖司、以下「アクサ生命」)は、2024年8月26日より、『アクサの「資産形成」の変額年金 ユニット・リンク年金』《正式名称:ユニット・リンク個人年金保険》(以下、『ユニット・リンク年金』)の販売を開始します。

『ユニット・リンク年金』は、長期分散積立投資によってセカンドライフに向けた資産形成ができる変額個人年金保険です。また、3大疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患され、所定の要件に該当された場合に、以後の保険料のお払込みが免除され、かつ一時金をお受け取りいただける当商品専用<sup>1</sup>に新たに開発した業界初の特約『ワイドケア』《正式名称:3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)》を付加することで、3大疾病に備えながら資産形成を継続いただくことができます。(※1)

### 『ユニット・リンク年金』の主な特長

- 特別勘定資産での運用により、将来の資産形成が可能な変額個人年金保険です。**
  - 最長95歳まで運用を継続することができます。
  - 年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき、年金支払開始日の前日の積立金額にもとづき計算した年金額をお支払いします。
  - お申込時に任意一時払保険料をお払込みいただけます。
- 3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)を付加した場合、3大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患され、所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除するとともに、3大疾病一時金をお支払いします。**
- 年金支払開始日前に死亡されたときは、積立金額にもとづき災害死亡給付金または死亡給付金をお支払いします。**
- 年金支払開始日の繰り上げや積立金の一部引出を行うことが可能です。**
  - 年金払移行特約を付加することにより、年金支払開始日を繰り上げて受け取ることができます。
  - 年金支払開始日前に、当社所定の範囲内で、積立金の一部引出を行なうことができます。



\*『ユニット・リンク年金』の概要、およびご契約にあたり特にご注意いただきたい点等については、添付資料をご覧ください。

アクサ生命は、生命保険の2大機能である「保障機能」と「長期資産形成機能」を両立させた『ユニット・リンク』シリーズを提供しています。2009年1月の『ユニット・リンク』(※2)の発売以来、シリーズのラインアップを拡充しており、2019年9月には介護・認知症に備えることができる『ユニット・リンク介護プラス』(※3)、2021年10月には合理的な保険料で死亡保障が準備できる『ユニット・リンク定期』(※4)、2022年9月には長期入院による収入減少に備えることができる『ユニット・リンク長期入院一時金プラス』(※5)の取り扱いを開始しました。おかげさまで、シリーズ4商品の合計保有契約件数は150万件を超えています(2024年6月末時点)。さらに、アクサ生命が提唱する『ライフマネジメント®』の考え方にに基づき、お客さまが将来に向けて前向きに歩むための支援を通じた、社会啓発に取り組んでいます。

今後も「お客さま本位の業務運営」を事業の根幹に据え、「保障と資産形成の再定義」の価値の提供を通じて、お客さまのライフプランに寄り添い、豊かで幸せな人生と、より良い未来づくりのサポートに取り組んでいきます。

- ※1 「変額個人年金保険に付加可能」である「3大疾病罹患時(所定の要件あり)に、保険料の払込の免除と一時金の給付を同時に保障する特約」として業界初。2024年6月アクサ生命調べ
- ※2 正式名称:ユニット・リンク保険(有期型)
- ※3 正式名称:ユニット・リンク介護保険(終身移行型)
- ※4 正式名称:ユニット・リンク保険(定期型)
- ※5 正式名称:継続入院収入支援ユニット・リンク定期保険

#### アクサ生命について

アクサ生命はアクサのメンバーカンパニーとして1994年に設立されました。アクサが世界で培ってきた知識と経験を活かし、301万人のお客さまから546万件のご契約をお引き受けしています。1934年の日本団体生命創業以来築いてきた全国511の商工会議所、民間企業、官公庁とのパートナーシップを通じて、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品、企業福利の増進やライフマネジメント®(人生を経営する)\*に関するアドバイスをお届けしています。2023年度には、2,402億円の保険金や年金、給付金等をお支払いしています。

\*ライフマネジメント®はアクサ生命保険株式会社の登録商標です。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします:

アクサ生命保険株式会社  
コミュニケーション&サステナビリティ  
電話:03-6737-7140  
<https://www.axa.co.jp>

#### アクサグループについて

アクサは世界51の国と地域で147,000人の従業員を擁し、9,400万人のお客さまにサービスを提供する、保険および資産運用分野の世界的なリーディングカンパニーです。国際会計基準に基づく2023年の売上は1,027億ユーロ、アンダーライティング・アーニングスは76億ユーロ、2023年12月31日時点における運用資産総額は9,455億ユーロにのびります。アクサはユーロネクスト・パリのコンパートメントAに上場しており、アクサの米国預託株式はOTC QXプラットフォームで取引され、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)やFTSE4GOODなどの国際的な主要SRIインデックスの構成銘柄として採用されています。また、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)による「持続可能な保険原則」および「責任投資原則」に署名しています。

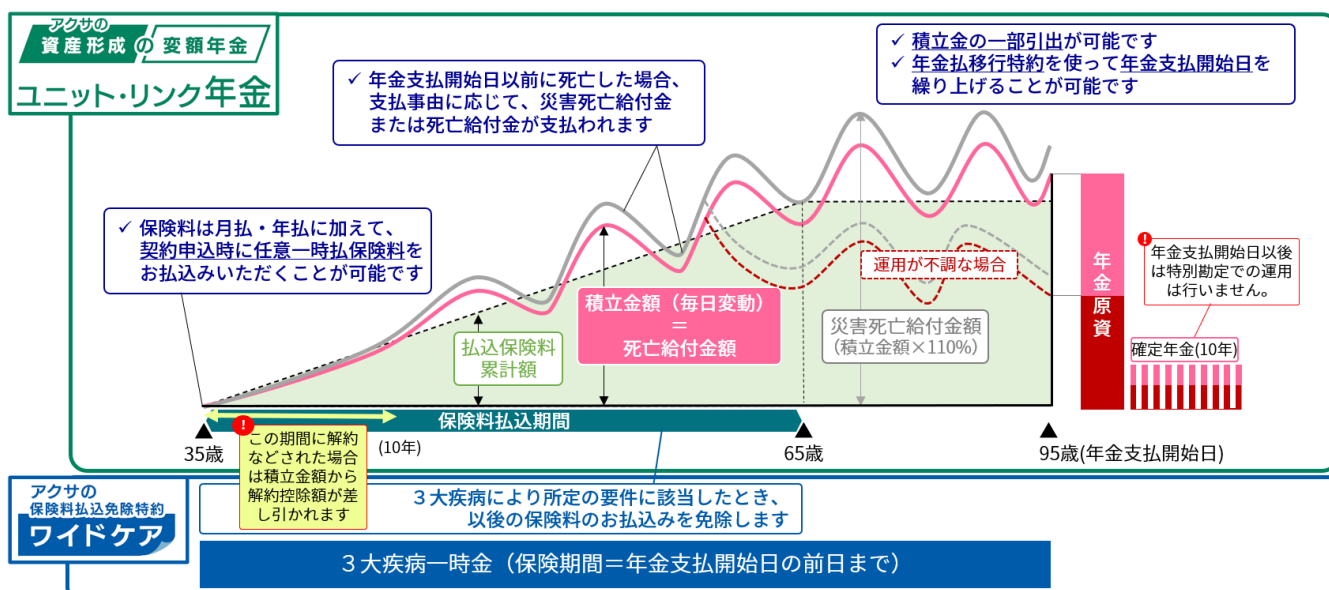
\*アクサグループの数値は2023年1月~12月の業績です。

# 1. 『ユニット・リンク年金』商品概要

## (1)商品のしくみ図

### 【ご契約例】

- 主契約:ユニット・リンク個人年金保険
- 特約:ワイドケア(3大疾病保険料払込免除特約(一時金付))付加
- 契約年齢・性別:35歳・男性 ●保険料払込期間:65歳満了 ●年金支払開始年齢:95歳



※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡給付金額および年金額などを保証するものではありません。



(2)保障内容・主な取扱

■ ユニット・リンク個人年金保険

保障内容	◇ 年金の支払		
	年金の種類	支払事由	支払額
	確定年金 (10年)	年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額(*1)
	<p>・ 被保険者が年金支払期間中に死亡した場合、将来の未払年金の現価を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。</p> <p>*1 年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額にもとづいて、所定の率で計算した金額となります。</p>		
	◇ 給付金の支払		
給付金の種類	支払事由	支払額	
災害死亡給付金	年金支払開始日前に次のいずれかに該当したとき (1) 不慮の事故(*2)を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に死亡したとき (2) 感染症(*2)を直接の原因として死亡したとき	死亡した日の積立金額 × 110%	
死亡給付金	年金支払開始日前に死亡したとき (災害死亡給付金が支払われる場合を除く)	死亡した日の積立金額	
*2 対象となる不慮の事故、感染症については、約款をご確認下さい。			
契約年齢	0歳～75歳		
年金支払開始年齢	60・65・70・95歳 (年金払移行特約の中途付加により年金支払開始日の繰り上げが可能)		



■ 3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)

保障内容	◇ 保険料の払込の免除			
	保険料の払込の免除	免除事由		
		①保険料払込期間中に、初めてガン(*1)(*2)と診断確定されたとき ②保険料払込期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)の治療を目的として、次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)継続して5日以上入院をしたとき		
	◇ 一時金の支払			
	支払金	支払事由	支払額	支払限度
	3大疾病一時金	①特約の保険期間中に、初めてガン(*1)(*2)と診断確定されたとき ②特約の保険期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)の治療を目的として、次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)継続して5日以上入院をしたとき	3大疾病一時金額(*3)	1回
	*1 上皮内ガンは除きます。また、保障の開始(責任開始日)から90日以内にガンと診断確定された場合は保険料の払込の免除および3大疾病一時金のお支払いはいたしません。 *2 対象となるガン、急性心筋梗塞、脳卒中については、約款をご確認下さい。 *3 3大疾病一時金額は、主契約の保険料によって以下のとおりとなります。			
	主契約保険料		3大疾病一時金額	
	月払保険料:5万円以下 年払保険料:60万円以下		50万円	
	月払保険料:5万円超 年払保険料:60万円超		100万円	

\* 給付金・保険金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



### (3)ご契約例

- ユニット・リンク個人年金保険は、積立金額、死亡給付金額および年金額などが変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。下記例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。**将来のお支払額をお約束するものではありません。**
- 各運用実績(-3%、0%、3%、6%)は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。
- 運用実績(-3%、6%)については、**上限または下限を示すものではありません。**したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。
- 払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しています。
- 解約されると以後の保障はなくなります。3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)の払いもどし金はありません。

- 主契約:ユニット・リンク個人年金保険 ●特約:3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)
- 3大疾病一時金額:50万円 ●契約年齢・性別:35歳・男性 ●保険料払込期間:65歳満了
- 年金支払開始年齢:95歳 ●保険料払込方法:口座振替月払 ●主契約月払保険料:20,000円
- 特約月払保険料:795円

経過年数	年齢	払込保険料 累計	任意一時払保険料なしの場合							
			死亡給付金 (災害死亡給付金:積立金額×110%)				払いもどし金			
			運用実績				運用実績			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	36歳	24	20	20	20	21	9	9	10	10
3年	38歳	74	58	61	64	67	50	53	56	59
5年	40歳	124	95	102	110	119	89	96	104	113
10年	45歳	249	177	205	239	279	177	205	239	279
20年	55歳	499	307	411	561	781	307	411	561	781
30年	65歳	748	403	617	994	1,678	403	617	994	1,678
60年	95歳	748	161	616	2,412	9,634	161	616	2,412	9,634

経過年数	年齢	払込保険料 累計	任意一時払保険料*300万円の場合							
			死亡給付金 (災害死亡給付金:積立金額×110%)				払いもどし金			
			運用実績				運用実績			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
		324	302	311	320	329	291	300	309	318
		374	324	352	382	414	316	344	374	405
		424	345	393	448	509	339	387	442	503
		549	391	496	630	800	391	496	630	800
		799	465	702	1,087	1,713	465	702	1,087	1,713
		1,048	520	907	1,700	3,348	520	907	1,700	3,348
		1,048	208	907	4,124	19,222	208	907	4,124	19,222

\*任意一時払保険料はお申込時のみお申込みいただけます。ただし、「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、任意一時払保険料を払い込むことができません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※経過年数とは、ご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。

※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。





#### (4)特別勘定について

ご契約時に、保険料を繰り入れる1つまたは複数の特別勘定をお選びいただけます。複数の特別勘定をお選びいただく場合は、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、1%単位で行うことができます。繰入割合は、保険料払込期間中であれば、ご契約後も変更することができます。

#### ■ 特別勘定の種類

特別勘定は13種類。最大10種類を選択し、組み合わせることができます。ご契約後も変更可能です。



※各特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



## 2. このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

### ご契約者が損失を被ることがあります(投資リスクについて)

- この保険は積立金額、死亡給付金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 年金受取総額やご契約を解約した場合の払いもどし金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。(年金額や払いもどし金額などに最低保証はありません。)
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

### お客さまにご負担いただく費用\*1があります

- この保険にかかる費用には、ご契約の締結・維持、災害死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用があります。
- お払込みいただく主契約の保険料から、保険関係費のうちご契約の締結、保険料の収納などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。
- 特別勘定に繰り入れた後に、保険関係費のうちご契約の維持、災害死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から毎日控除します。
- ご契約の締結・維持、災害死亡保障などに必要な費用の総額については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

### 10年未満は解約・ユニット・リンク払済年金保険への変更時に費用がかかります

- 解約日における保険料払込年月数\*2が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- 解約控除額は、ご契約時の主契約の保険料に対し、保険料払込年月数\*2により計算した額となります。
- 特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります
- 解約控除額は保険料払込年月数\*2、契約年齢、性別、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数\*2が10年未満の場合にユニット・リンク払済年金保険への変更をされる場合にも解約控除がかかります。特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。

\*1:費用に関しては、次ページをご覧ください。

\*2:年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

商品のお申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。





## 【費用について】

## ■ 年金支払開始日の前日までにかかる費用 (以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

## 保険関係費

保険関係費とは、主契約の保険料または積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取 扱 内 容
①保険契約の締結および保険料の取納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に主契約の保険料*1 から控除します。
②保険契約の維持に必要な費用	積立金額に対して年率 0.498% (0.498% / 365 日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。*2
③特別勘定の管理に必要な費用	
④災害死亡保障に必要な費用 (危険保険料)	積立金額に対して年率 0.002% (0.002% / 365 日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。*2
⑤保険料払込免除に関する費用	3 大疾病保険料払込免除特約 (一時金付) を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用 (被保険者の性別、年齢などにより異なります。) を主契約の保険料 (任意一時払保険料を除きます。) から控除します。

\*1 任意一時払保険料を含みます。

\*2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料 (年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。) の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用としてアクサ生命所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。

※保険関係費 (上表①～⑤) の総額は、契約年齢、性別、保険料払込期間などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※主契約の年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

項 目	費 用	ご負担いただく時期	
運用関係費※	安定成長バランス型	投資信託の純資産額に対して年率0.44990%程度*1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型	投資信託の純資産額に対して年率0.50355%程度*1	
	日 本 株 式 型	投資信託の純資産額に対して年率0.06050%程度	
	日本株式プラス型	投資信託の純資産額に対して年率0.82600%程度	
	外 国 株 式 型	投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
	外国株式プラス型	投資信託の純資産額に対して年率0.49500%程度	
	世界株式プラス型	投資信託の純資産額に対して年率0.74300% ~ 0.77300%程度*2	
	新興国株式型	投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度	
	SDGs 世界株式型	投資信託の純資産額に対して年率1.27000%程度	
	外 国 債 券 型	投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
	世界債券プラス型	投資信託の純資産額に対して年率0.57200%程度	
	オーストラリア債券型	投資信託の純資産額に対して年率0.34100%程度	
	金 融 市 場 型	投資信託の純資産額に対して年率0.03575% ~ 0.50600%程度*3	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

\*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

\*2 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

\*3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

※投資信託名、運用方針、委託会社はご契約日が 2024 年 10 月 1 日以降の情報を記載しています。ご契約日が 2024 年 9 月 1 日以前の情報は「特別勘定のしおり」にてご確認ください。



## ■ 解約、ユニット・リンク払済年金保険への変更時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日・変更日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、ご契約時の主契約の保険料に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日・変更日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数\*、契約年齢、性別、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

\*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

## ■ 積立金の移転にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

## ■ 主契約、年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

\*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。